

カネボウ株式会社等に対する支援決定について

平成16年3月10日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

(上記支援決定は、2つの支援決定からなるものであり、以下(1)がカネボウ株式会社及び同グループ34社に関するもの、(2)がカネボウブティック株式会社に関するものです。)

1. 対象事業者の氏名又は名称

- (1) カネボウ株式会社及び同グループ34社(別紙1)
- (2) カネボウブティック株式会社

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

- (1) 及び(2)につき、株式会社三井住友銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙2のとおり

4. 主務大臣の意見

(1) について

「化粧品以外の部門の事業内容等の精査の完了後、事業再生計画の詳細を確定する際には、主務大臣の意見聴取や産業再生委員会の開催等の手続を確保することとされたい。」

(2) について

「意見なし」

5. 事業所管大臣の意見

(1) について

「化粧品以外の部門の事業内容等の精査の完了後、事業再生計画の詳細を確定する際には、事業所管大臣の意見聴取や産業再生委員会の開催等の手続を確保することとされたい。」

(2) について

「意見なし」

6. 買取申込み等期間：

- (1) 平成16年3月10日から平成16年6月9日まで(機構必着)
- (2) 平成16年3月10日から平成16年3月31日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 一般の債権の取扱

今回の支援決定が金融機関以外の一般の事業者等が有する債権に特段の影響を与えることはありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

カネボウ株式会社(以下「カネボウ」という。)を中心とする対象事業者グループは、化粧品事業、ホームプロダクツ事業、繊維事業、食品事業、薬品事業等を営んでいます。中核である化粧品事業においては、従業員9,000名強を抱え、国内及び世界47ヶ国に顧客を有しており、国内では業界トップクラスの市場シェアを安定的に確保しております。

一方、財務面では、これまでの事業多角化の推進による過剰債務を抱え、平成15年9月中間期においては、事業撤退損や人員削減費用を計上し、629億円の債務超過に陥っております。

しかしながら、中核である化粧品事業においては、強固な事業基盤を保持しており、これにつき早期かつ迅速にカネボウ本体からの切り出しを行うことにより、事業価値(ブランド)の毀損リスクを回避し、適切な事業再生計画を策定・実行することによって、事業価値の維持・強化が可能であると考えます。また、化粧品以外の事業部門についても、化粧品事業の営業譲渡益を原資として、財務体質の改善を図り、不採算部門の整理縮小や人員削減に取り組むことが可能であると考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	
	電話番号	03-6212-6437

カネボウ株式会社及び同グループ 34 社

カネボウ株式会社
カネボウ化粧品北海道販売株式会社
カネボウ化粧品東北販売株式会社
カネボウ化粧品関越販売株式会社
カネボウ化粧品東関東販売株式会社
カネボウ化粧品東京販売株式会社
カネボウ化粧品南関東販売株式会社
カネボウ化粧品中日本販売株式会社
カネボウ化粧品関西販売株式会社
カネボウ化粧品中四国販売株式会社
カネボウ化粧品九州販売株式会社
カネボウセモア株式会社
カネボウ薬品株式会社
カネボウ繊維株式会社
カネボウストッキング株式会社
株式会社カネボウファッション研究所
カネボウフーズ株式会社
カネボウフーズ北海道販売株式会社
カネボウフーズ東北販売株式会社
カネボウフーズ販売株式会社
カネボウフーズ名古屋販売株式会社
カネボウフーズ大阪販売株式会社
カネボウフーズ広島販売株式会社
カネボウフーズ九州販売株式会社
カネボウレインボーハット株式会社
株式会社エルビー (埼玉)
株式会社エルビー (名古屋)
カネボウ物流株式会社
株式会社シヨップエンドシヨップス
カネボウ化成株式会社
カネボウベルタッチ株式会社
カネボウ不動産株式会社
カネボウホリデイ株式会社
カネボウ興産株式会社
ベルファイナンス株式会社